

令和元年11月定例会 請願審査報告書

本委員会に付託された請願は、審査の結果、次のとおり決定しましたから、徳島県議会会議規則第94条第1項の規定により報告します。

令和元年12月19日

徳島県議会議長 喜多宏思 殿

文教厚生委員長 井川龍二

受理番号	受理年月日	件名・要旨 (紹介議員氏名)	提出者 住所 氏名	審査結果	備考
3	令和元. 11.26	<p>『AYA（思春期・若年成人）世代がん患者等の妊孕性温存治療への支援について』</p> <p>白血病など血液難病を含めたAYA世代がん患者の妊孕性温存に係る支援体制を、次のとおり整備願いたい。</p> <p>① 生殖機能を温存する医療に要する費用の助成制度の創設など経済的支援を整備すること。</p> <p>② 生殖機能を温存する治療に係る情報提供や相談支援が適切に行われるよう、県内における「がん・生殖医療ネットワーク」の構築など対策を講じること。</p> <p>(嘉見博之 杉本直樹 西沢貴朗 岡本富治 寺井正邇 重清佳之 岩丸正史 中山俊雄 岡 佑樹 須見一仁 福山博史 井川龍二 喜多宏思 岡田理絵 原 徹臣 岩佐義弘 増富義明 大塚明廣 南 恒生 井下泰憲 山西国朗 北島一人 立川了大 元木章生 臼木春夫 庄野昌彦 黒崎 章 高井美穂 古川広志 梶原一哉 長池文武 仁木啓人 東条恭子 浪越憲一 扶川 敦 吉田益子)</p>	とくしま骨髄バンクを支援する会 代表世話人 池田 良一 外1名	採択	

令和元年11月定例会 請願審査報告書

本委員会に付託された請願は、審査の結果、次のとおり決定しましたから、徳島県議会会議規則第94条第1項の規定により報告します。

令和元年12月19日

徳島県議会議長 喜多宏思 殿

文教厚生委員長 井川龍二

受理番号	受理年月日	件名・要旨 (紹介議員氏名)	提出者 住所 氏名	審査結果	備考
4	令和元. 11.26	<p>『国の教育政策における財政的支援について』</p> <p>国の教育政策における財政的支援に関し、次の事項を求める意見書を国に提出願いたい。</p> <p>① 今日的な教育諸課題に対応するため、義務教育諸学校の標準法を改正し、教職員定数の改善を図ること。</p> <p>② 教育現場に優れた人材を確保するため、人材確保法を尊重し、教育専門職としてふさわしい給与・待遇とすること。</p> <p>③ 教育の機会均等と教育水準の維持向上のために、国が責任をもち義務教育に係る費用を全額国庫負担とすること。</p> <p>(嘉見博之 杉本直樹 西沢貴朗 岡本富治 寺井正邇 重清佳之 岩丸正史 中山俊雄 岡 佑樹 須見一仁 福山博史 井川龍二 喜多宏思 岡田理絵 原 徹臣 岩佐義弘 増富義明 大塚明廣 南 恒生 井下泰憲 山西国朗 北島一人 立川了大 元木章生 臼木春夫 庄野昌彦 黒崎 章 高井美穂 山田 豊 達田良子 古川広志 梶原一哉 長池文武 仁木啓人 東条恭子 浪越憲一 扶川 敦 吉田益子)</p>	徳島県教職員 団体連合会 委員長 上原 卓 外1名	採択	

令和元年11月定例会 請願審査報告書

本委員会に付託された請願は、審査の結果、次のとおり決定しましたから、徳島県議会会議規則第94条第1項の規定により報告します。

令和元年12月19日

徳島県議会議長 喜多宏思 殿

文教厚生委員長 井川龍二

受理番号	受理年月日	件名・要旨 (紹介議員氏名)	提出者 住所 氏名	審査結果	備考
5	令和元. 11.29	『生活保護基準引き下げ中止について』 生活保護基準引き下げの中止を求める意見書を国に提出願いたい。 (山田 豊 達田良子)	徳島県生活と健康を守る会 連合会 会長 井出 幸夫	不採択	
6	令和元. 11.29	『国民健康保険税を協会けんぽ並みに引き下げる改善について』 高すぎる国保税を引き下げ、格差を解消するため、次の事項についての意見書を国に提出願いたい。 ① 国保への公費支援を1兆円増額し、国保税を協会けんぽの保険料並みに引き下げること。 ② 国保税を高くする原因となり、子育て世帯などに過酷な負担となっている「均等割」「平等割(世帯割)」を廃止すること。 (山田 豊 達田良子)	徳島県生活と健康を守る会 連合会 会長 井出 幸夫	不採択	

不採択の理由

受理 番号	件名及び理由
5	『生活保護基準引き下げ中止について』 生活保護基準については、全国一律の基準により取り扱われるべきであり、厚生労働省において、一般低所得世帯の消費実態を科学的かつ専門的に分析し検証した結果、見直しがなされたものと考えられることから、御要望には沿えません。
6	『国民健康保険税を協会けんぽ並みに引き下げる改善について』 ①新たな国保制度への移行に当たり、公費拡充が行われており、国においては、新制度の運用状況を踏まえながら必要な見直しがなされていることから、御要望には沿えません。 ②子どもの保険料均等割について、現在国において、現行制度の趣旨や国保制度に与える影響等を考慮しながら検討が続けられているところであることから、御要望には沿えません。